

令和 6 年 6 月 20 日
消 防 庁

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見公募

消防庁は、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）について、令和 6 年 6 月 21 日（金）から令和 6 年 7 月 22 日（月）までの間、意見を公募します。

1 改正内容

一定の要件を満たす特定事業所が、総務省令で定める「防災要員の行う防災活動における作業の省力化に資する装置又は機械器具」を消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に搭載した場合に、当該消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に置くべき防災要員の人数を定めるため、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和 51 年自治省令第 17 号。以下「省令」という。）の一部を改正するものです。概要については、別紙 2 を御覧ください。

2 意見公募対象及び意見公募要領

- 意見公募対象（別紙 3 参照）
 - ・石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）
- 意見公募要領の詳細については、別紙 1 を御覧ください。

3 意見公募の期限

令和 6 年 7 月 22 日（月）（必着）（郵送についても、締切日に必着とします。）

4 今後の予定

意見公募の結果を踏まえ、当該省令を公布する予定です。



（事務連絡先）

消防庁予防課特殊災害室 早川補佐、高橋

TEL 03-5253-7524（直通）

E-mail: tokusaishitsu_atmark_soumu. go. jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

意見公募要領

1 意見公募対象

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

特定事業所の自衛防災組織が防災資機材等ごとに置かなければならない防災要員の人数は、石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和51年政令第129号）で定められています。また、総務省令で定める要件を満たす特定事業所が、「防災要員の行う防災活動における作業の省力化に資する装置又は機械器具」で総務省令で定めるものを有し、又は搭載して省力化された防災資機材等を備え付けた場合については、当該防災資機材等に置くべき防災要員の人数は、総務省令で定められています。

今般の改正は、一定の要件を満たす特定事業所が、総務省令で定める「防災要員の行う防災活動における作業の省力化に資する装置又は機械器具」を消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に搭載した場合に、当該消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に置くべき防災要員の人数を定めるため、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和51年自治省令第17号。以下「省令」という。）の一部を改正するものです。

3 資料入手方法

準備が整い次第 e-Gov (<https://www.e-Gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（1）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： tokusaishitsu_atmark_soumu. go. jp

総務省消防庁予防課特殊災害室 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁予防課特殊災害室 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7534

総務省消防庁予防課特殊災害室 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和6年6月21日（金）から令和6年7月22日（月）まで（必着）

※郵送についても、締切日に必着とします。

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁予防課特殊災害室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省消防庁予防課特殊災害室

担 当：早川、高橋

電 話：03-5253-7524

F A X：03-5253-7534

電子メールアドレス：tokusaishitsu_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。
メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@（半角に修正してください）に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省消防庁

予防課特殊災害室 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の
一部を改正する省令（案）について

令和 6 年 6 月

消防庁特殊災害室

【概要】

特定事業所の自衛防災組織が防災資機材等ごとに置かなければならない防災要員の人数は、石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和 51 年政令第 129 号）で定められている。また、総務省令で定める要件を満たす特定事業所が、「防災要員の行う防災活動の作業の省力化に資する装置又は機械器具」で総務省令で定めるものを有し、又は搭載して省力化された防災資機材等を備え付けた場合については、当該防災資機材等に置くべき防災要員の人数は、総務省令で定められている。

今般、一定の要件を満たす特定事業所が、総務省令で定める「防災要員の行う防災活動の作業の省力化に資する装置又は機械器具」を消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に搭載した場合に、当該消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に置くべき防災要員の人数を定めるため、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和 51 年自治省令第 17 号。以下「省令」という。）の一部を改正する。

【改正内容】

1 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に係る規定の整備

(1) 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に搭載する、「防災要員の行う防災活動における作業の省力化に資する装置又は機械器具」として、ホース延長用資機材、低反動ノズル及び携帯無線機を規定する。（省令第 17 条の 2 の 2 関係）

(2) 特定事業所の要件として、ホース延長用資機材等を搭載している消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を当該特定事業所に係る自衛防災組織に備え付けた場合に、当該消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車及び当該特定事業所に備え付ける必要があるその他の防災資機材等による消火活動場所があること等を規定するほか、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に係る所要の規定の整備を行う。（省令第 17 条の 3 第 1 項関係）

(3) 上記 (2) の要件を満たす特定事業所に係る自衛防災組織が上記 (1) を搭載する消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に置くべき防災要員の人数を次のとおり規定する。

①ホース延長用資機材、低反動ノズル及び携帯無線機を搭載している消火薬剤タンク付き

大型化学高所放水車 3人（現行5人）

②ホース延長用資機材及び低反動ノズルを搭載している消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車 4人（現行5人）

（省令第17条の3第2項関係）

2 その他所要の規定の整備等

固定放射設備等による代替措置並びに構成事業所の要件及び防災要員について、所要の規定の整備を行う。

【施行日】

公布の日

○総務省令第 号

石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）第七条第六項、第十六条第一項及び第二十条第一項第四号イの規定に基づき、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年 月 日

総務大臣 松本 剛明

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令

第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

改正前

(省力化に資する装置又は機械器具)

(省力化に資する装置又は機械器具)

第十七条の二の二 令第七条第六項の防災要員の行う防災活動における作業の省力化に資する装置又は機械器具で総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

第十七条の二の二 「同上」

〔一 略〕

〔一 同上〕

二 大型化学消防車、甲種普通化学消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に備え付けられているホースを積載でき、かつ、当該ホースを運搬及び延長できる器具（以下「ホース延長用資機材」という。）

二 大型化学消防車、甲種普通化学消防車又は大型化学高所放水車に備え付けられているホースを積載でき、かつ、当該ホースを運搬及び延長できる器具（以下「ホース延長用資機材」という。）

三 大型化学消防車、甲種普通化学消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車が水又は泡水溶液を放水（以下「放水」という。）するときには防災要員にかかる反動力を有効に減少させることのできる器具（以下「低反動ノズル」という。）

三 大型化学消防車、甲種普通化学消防車又は大型化学高所放水車が水又は泡水溶液を放水（以下「放水」という。）するときには防災要員にかかる反動力を有効に減少させることのできる器具（以下「低反動ノズル」という。）

四 大型化学消防車、甲種普通化学消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車につき置かれている防災要員相互間で通信を行うため携帯して使用する無線装置（以下「携帯無線機」という。）

四 大型化学消防車、甲種普通化学消防車又は大型化学高所放水車につき置かれている防災要員相互間で通信を行うため携帯して使用する無線装置（以下「携帯無線機」という。）

〔2 略〕

〔2 同上〕

3 ホース延長用資機材は、次に掲げる要件に該当するものであること。

3 「同上」

〔一〕三 略〕

〔一〕三 同上〕

四 大型化学消防車、甲種普通化学消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に確実に固定でき、かつ、防災要員二人以内で安全かつ迅速に積卸しできるものであること。

四 大型化学消防車、甲種普通化学消防車又は大型化学高所放水車に確実に固定でき、かつ、防災要員二人以内で安全かつ迅速に積卸しできるものであること。

〔4・5 略〕

〔4・5 同上〕

(特定事業所の要件及び防災要員)

(特定事業所の要件及び防災要員)

第十七条の三 令第七条第六項の特定事業所で総務省令で定める要件は、前条第一項各号に規定する装置又は機械器具を有し、又は搭載している次の各号に掲げる防災資機材等ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

第十七条の三 「同上」

一 遠隔操作装置を搭載している大型高所放水車

一 「同上」

イ 当該特定事業所に令第八条第一項の表の第一欄から第三欄までに掲げる区分に該当する屋外貯蔵タンクがある場合

イ 「同上」

(1) すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に次のいずれかの消火活動の用に供する場所（特定通路（石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令（昭和五十一年通商産業省・自治省令第一号）第六条第六号に規定する特定通路を

(1) すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に大型化学消防車又は大型化学高所放水車、大型高所放水車及び泡原液搬送車による消火活動の用に供する場所（特定通路（石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令（昭和五十一年

いう。以下同じ。)その他消防自動車を配置し、防災要員が消火活動を行う場所をいう。以下「消火活動場所」という。)があること。

(i) 大型化学消防車又は大型化学高所放水車、大型高所放水車及び泡原液搬送車による消火活動場所

(ii) 大型高所放水車及び消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所

[2] (4) 略

ロ 当該第一種事業所に、高さが二十メートル以上の場所で石油を貯蔵し、又は取り扱う建物その他の工作物(屋外タンク貯蔵所を除く。以下同じ。)がある場合であつて、当該第一種事業所に係る自衛防災組織に大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車が備え付けられている場合

(1) すべての当該工作物の周囲に大型高所放水車による消火活動場所及び大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

[2] 略

ハ 当該第一種事業所に、高さが十五メートル以上の屋外貯蔵タンク(令第八条第一項の表の第一欄から第三欄までに掲げる区分に該当する屋外貯蔵タンク及び同条第二項に規定する送泡設備付きタンク(以下「送泡設備付きタンク」という。)を除く。以下同じ。)がある場合であつて、当該第一種事業所に係る自衛防災組織に大型化学消防車、甲種普通化学消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車が備え付けられている場合

(1) すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に大型高所放水車による消火活動場所及び大型化学消防車、甲種普通化学消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

[2] 略

[二] 略

二 遠隔操作装置を搭載している普通高所放水車

イ 当該第一種事業所が前号ロに該当する場合

(1) すべての当該工作物の周囲に普通高所放水車による消火活動場所及び大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

[2] 略

ロ 当該第一種事業所が前号ハに該当する場合

通商産業省・自治省令第一号)第六条第六号に規定する特定通路をいう。以下同じ。)その他消防自動車を配置し、防災要員が消火活動を行う場所をいう。以下「消火活動場所」という。)があること。

[新設]

[新設]

[2] (4) 同上

ロ 当該第一種事業所に、高さが二十メートル以上の場所で石油を貯蔵し、又は取り扱う建物その他の工作物(屋外タンク貯蔵所を除く。以下同じ。)がある場合であつて、当該第一種事業所に係る自衛防災組織に大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車又は大型化学高所放水車が備え付けられている場合

(1) すべての当該工作物の周囲に大型高所放水車による消火活動場所及び大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

[2] 同上

ハ 当該第一種事業所に、高さが十五メートル以上の屋外貯蔵タンク(令第八条第一項の表の第一欄から第三欄までに掲げる区分に該当する屋外貯蔵タンク及び同条第二項に規定する送泡設備付きタンク(以下「送泡設備付きタンク」という。)を除く。以下同じ。)がある場合であつて、当該第一種事業所に係る自衛防災組織に大型化学消防車、甲種普通化学消防車又は大型化学高所放水車が備え付けられている場合

(1) すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に大型高所放水車による消火活動場所及び大型化学消防車、甲種普通化学消防車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

[2] 同上

[二] 同上

二 [同上]

イ [同上]

(1) すべての当該工作物の周囲に普通高所放水車による消火活動場所及び大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

[2] 同上

ロ [同上]

(1) すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に普通高所放水車による消火活動場所及び大型化学消防車、甲種普通化学消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

〔2〕 略

〔六〕 略

三 ホース延長用資機材、低反動ノズル及び携帯無線機を搭載している大型化学消防車

イ 当該特定事業所が第一号イに該当する場合

(1) すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に次のいずれかの消火活動場所があること。

(i) 大型化学消防車又は大型化学高所放水車、大型高所放水車及び泡原液搬送車による消火活動場所

(ii) 大型高所放水車及び消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所

〔2〕・〔3〕 略

〔ロ〕 略

ハ 当該第一種事業所が令第九条の表の上欄に掲げる特定事業所に該当し、かつ、高さが二十メートル以上の場所で石油を貯蔵し、又は取り扱う建物その他の工作物がある場合

(1) すべての当該工作物の周囲に大型化学消防車による消火活動場所及び大型高所放水車、普通高所放水車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

〔2〕 略

ニ 当該第一種事業所が令第九条の表の上欄に掲げる特定事業所に該当し、かつ、高さが十五メートル以上の屋外貯蔵タンクがある場合

(1) すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に大型化学消防車による消火活動場所及び大型高所放水車、普通高所放水車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

〔2〕 略

〔ホ・ヘ〕 略

〔四〕 略

五 ホース延長用資機材、低反動ノズル及び携帯無線機を搭載している甲種普通化学消防車

〔イ〕 略

ロ 当該第一種事業所が第三号ハに該当する場合

(1) すべての当該工作物の周囲に甲種普通化学消防車による消火活動場所及び大型高所放水車、普通高所放水車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(1) すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に普通高所放水車による消火活動場所及び大型化学消防車、甲種普通化学消防車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

〔2〕 同上

〔六〕 同上

三 〔同上〕

イ 〔同上〕

(1) すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に大型高所放水車又は大型化学高所放水車、大型化学消防車及び泡原液搬送車による消火活動場所があること。

〔新設〕

〔新設〕

〔2〕・〔3〕 同上

〔ロ〕 同上

ハ 〔同上〕

(1) すべての当該工作物の周囲に大型化学消防車による消火活動場所及び大型高所放水車、普通高所放水車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

〔2〕 同上

ニ 〔同上〕

(1) すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に大型化学消防車による消火活動場所及び大型高所放水車、普通高所放水車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

〔2〕 同上

〔ホ・ヘ〕 同上

〔四〕 同上

五 〔同上〕

〔イ〕 同上

ロ 〔同上〕

(1) すべての当該工作物の周囲に甲種普通化学消防車による消火活動場所及び大型高所放水車、普通高所放水車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

よる消火活動場所があること。

〔2〕略

ハ 当該第一種事業所が第三号ニに該当する場合

(1) すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に甲種普通化学消防車による消火活動場所及び大型高所放水車、普通高所放水車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

〔2〕略

〔三・ホ 略〕

〔六 略〕

七 ホース延長用資機材、低反動ノズル及び携帯無線機を搭載している大型化学高所放水車

イ 当該特定事業所が第一号イに該当する場合

(1) すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に大型化学高所放水車による消火活動場所及び泡原液搬送車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

〔2〕略

〔ロゝへ 略〕

〔八 略〕

九|| ホース延長用資機材、低反動ノズル及び携帯無線機を搭載している消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車

イ 当該特定事業所が第一号イに該当する場合

(1) すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2) 第一号イ(2)から(4)まで及び第三号イ(3)に定める要件に該当していること。

ロ 当該特定事業所が第三号ロに該当する場合

(1) すべての当該送泡設備付きタンクの送泡口の周囲に消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2) 第一号イ(2)から(4)まで及び第三号イ(3)に定める要件に該当していること。

ハ 当該特定事業所が第三号ハに該当する場合

(1) すべての当該工作物の周囲に消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2) 第一号イ(2)から(4)まで及び第三号イ(3)に定める要件に該当していること。

ニ 当該特定事業所が第三号ニに該当する場合

(1) すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

〔2〕同上

ハ 〔同上〕

(1) すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に甲種普通化学消防車による消火活動場所及び大型高所放水車、普通高所放水車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

〔2〕同上

〔三・ホ 同上〕

〔六 同上〕

七 〔同上〕

イ 〔同上〕

(1) すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に大型化学高所放水車及び泡原液搬送車による消火活動場所があること。

〔2〕同上

〔ロゝへ 同上〕

〔八 同上〕

〔新設〕

〔2〕 第一号イ(2)から(4)まで及び第三号イ(3)に定める要件に該当していること。
ホ 当該特定事業所が第三号ホに該当する場合

(1) すべての建物その他の工作物の周囲に消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

〔2〕 第一号イ(2)から(4)まで及び第三号イ(3)に定める要件に該当していること。

ヘ イからホまでのいずれか二以上に該当する場合には、そのすべてに定める要件に該当して
ること。

十 ホース延長用資機材及び低反動ノズルを搭載している消火薬剤タンク付き大型化学高所放水
車

前号イからへまでに定める要件に該当していること。

2 前項に掲げる防災資機材等に係る令第七条第六項の総務省令で定める人数は、次の各号に定め
る人数とする。

〔一〕八 略

九 前項第九号の消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車 三人

十 前項第十号の消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車 四人

(固定放射設備等による代替措置)

第二十一条の二 〔略〕

〔2〕4 略

5 特定事業者は、その特定事業所に第一項の固定放射設備又は消防艇を設置する場合には、当該
特定事業所に係る自衛防災組織に、次に定めるところにより、災害が発生した場合に直ちに防災
活動を行うことができる防災要員を置いていなければならない。

一 固定放射設備を設置する場合 令第八条から第十条まで及び第十六条第五項の規定により備

え付けなければならないものとされる大型化学消防車等の代替する台数に二を加えた数の人員

二 消防艇を設置する場合 当該消防艇各一隻につき令第七条第一項第十二号に規定する乗組船

舶職員等のほか二名

(構成事業所の要件及び防災要員)

第二十六条の三 令第二十条第一項第四号イに規定する総務省令で定める要件は、構成事業者のう
ちに、その構成事業所の自衛防災組織に令第八条から第十一条まで並びに第十六条第二項及び第
三項の規定により防災資機材等を備え付けなければならないものとされる者があるときは、各構
成事業者の構成事業所のすべてが第十七条の三第一項各号に掲げる防災資機材等ごとに、それぞ
れ当該各号に定めるものとする。この場合において、令第二十条第一項第四号イの総務省令で定
める防災要員の人数は、第十七条の三第二項各号に定める人数とする。

〔2 略

〔新設〕

2 〔同上〕

〔一〕八 同上

〔新設〕

〔新設〕

(固定放射設備等による代替措置)

第二十一条の二 〔同上〕

〔2〕4 同上

5 〔同上〕

一 固定放射設備を設置する場合 令第八条から第十条まで及び第十六条第四項の規定により備

え付けなければならないものとされる大型化学消防車等の代替する台数に二を加えた数の人員

二 消防艇を設置する場合 当該消防艇各一隻につき令第七条第一項第十号に規定する乗組船

職員等のほか二名

(構成事業所の要件及び防災要員)

第二十六条の三 令第二十条第一項第四号イに規定する総務省令で定める要件は、構成事業者のう
ちに、その構成事業所の自衛防災組織に令第八条から第十一条まで及び第十六条第二項の規定に
より防災資機材等を備え付けなければならないものとされる者があるときは、各構成事業者の構
成事業所のすべてが第十七条の三第一項各号に掲げる防災資機材等ごとに、それぞれ当該各号に
定めるものとする。この場合において、令第二十条第一項第四号イの総務省令で定める防災要員
の人数は、第十七条の三第二項各号に定める人数とする。

〔2 同上

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。